農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 5 年 (2023 年) 9 月 川崎市

第	1	農	業;	経	営	基	盤	の	強	化	O) .	促	進	に	関	す	るト	目根	票	(<u>:</u> * /	第(3 条	第	2		
		項	第	1	号	`	県	方	針	※	育	1	関係	系	[]	育瓦	足す	ーベ	くき	農	業	経官	営を	営	む		
		者 [;]	*]																								1
第	2	農	業	経	営	の	規	模	,	生	産	方:	式、	, i	径;	営管	萱 珰	E 0	方	法	,)	農美	業 従	事	0)		
		態	様	等	に	関	す	る	営	農	0)	類	型	<u>_</u> "	と	Ø	認力	定鳥	農業	き 者	台の	指	標	(<u>:</u> *		
		第	6	条	第	2	項	第	2	号	`	県	方	針	※ g	第 2	2 関	目係	()	【診	忍定	農	業	者】			6
第	3	農	業	経	営	の	規	模	,	生	産	方:	式、	, i	径台	営 乍	管 理	E 0	方	法	,)	農美	業 従	事	の		
		態相	漾	等	に	関	す	る	営	農	0	類	型		`と	0)	新	た	に	農	業絹	圣営	営を	営	Ł		
		う。	٠ ح	す	る	青	年	等	が	目;	標	と	す	べ	き	農	業組	圣官	営の)指	a 標	(法*	第	6		
		条章	第	2	項	第	3	号	`	県	方	針	* /	第	3	関	係)		認	定	新力	規京	光 農	: 者]		
																											9
第一	4	農	業	を	担	う	者	0)	確	保	及	び	育	成	に	関、	する	る 事	事項	Į ((法	※ 复	第 6	条	第		
		2 1	頁	第	4	号	`	県	方	針	※ 負	育 5	5 第	ぎ 1	1 J	頁関	目係	()								1	2
第	5	育月	式`	す	ベ	き	農	業	経	営	を	営	む	者	፠ ዿ	争に	二対	ナす	る	農	用:	地の	り利	月用	\mathcal{O}		
		集和	債	に	関	す	る	目	標	そ	0	他	農	: 用	地	(D)	効	率	的	カ・	つ新	総合	計的	な	利		
		用(こ	関	す	る	事	項	(法	* £	第	6 🕏	条分	第	2 1	頁 角	第 5	5 号	<u>,</u>	県	方	針*	第	4		
		関係	系))	_																					1	4
第	6	農	業;	経	営	基	盤	強	化	促	進	事	業	に	関	す	る事	事工	頁	(注	<u>:</u> * /	第(6条	第	2		
		項貨	第	6	号	`	県	方	針	※ 貧	9 5	5 角	第 2	2 I	頁月	目仔	Ŕ)									1	7
		1		地	域	計	画	策	定	等	促	進	事	業							. _					1	9
		2		利	用	権	設	定	等	促	進	事	業													2	0
		3		農	地	中	間	管	理	機	構	が	行	う	特	例	事	業し	こ員	目す	つる	事	業 -			3	2
		4		農	用	地	利	用	改	善	事	業	0)	実	施	を	促ì	生っ	する	5 事	業					3	2
		5		委	託	を	受	け	て	行	う	農	作	業	の	実	施	をも	足近	重す	つる	事	業 -			3	2
		6		農	業	経	営	0	改	善	を	义	る	た	(X)	に	必	要	な	農	業征	送 事	1 者	· 0)	育		
			J	成	及	び	確	保	を	促	進	す	るー	事	業											3	3

			7		そ	\mathcal{O}	他	農	業	経	営	基	盤	0)	負付	匕を	- 化	足進す	ナる	た	めり	こ业	ふ 要	な		
				-	事訓	業																				- 3	3
第	7		そ	のイ	他																					- 3	4
別	紙	1		地	方	公	共	寸	体	等	か	不利	亅用	楮	i O	つ言	殳 泀	₹ 4	争を受	受け	トる	場~	合の)要	(件		
																			その							- 3	6
別	紙	2		利力	用材	権(の	設	定	等	の	内	容	(第	6	の	2	(2)	関	係)					- 3	8
参	考	様	式	1	1	確;	約	書	()	第	6	の	2	(1)	4	イ	関係)						- 4	3
参	考	様	式	2	-	協;	定	書	()	第	6	の	2	(1)	4	イ	関係)		- — —				- 4	5
[用	語	解	説)]																					- 4	9

- ※ 法:農業経営基盤強化促進法
- ※ 県方針:神奈川県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ※ 育成すべき農業経営を営む者: 効率的かつ安定的な農業経営を営む 者

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第6条第2項第1号、神奈川県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(以下「県方針」という。)第1関係)【育成すべき農業経営を営む者】

1 基本的方向

川崎市は、神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵に連なり、東は東京湾に臨んでいる。農業経営は、農地のおよそ 70%が市街化区域内で営まれており、高い宅地需要があるにも関わらず、農地のおよそ 50%が生産緑地地区に指定されるなど農地の保全が図られている。

このような背景を踏まえて、都市農業の立地条件を活かして野菜、施設園芸、果樹、花き、植木、養鶏など多種多様な農業経営が展開されており、地域と共存する農業を指向し、地域住民との交流型農業への取組が積極的に行われている。

今後は、川崎市においては、後継者の育成や健全な経営に向けた技術・経営支援、農産物のブランド化等を進め、農業所得の向上及び営農意欲の向上を図るものとする。

また、農業基盤が整備された農用地においても担い手の高齢化・ 後継者不足等により遊休化が見られることから、農用地の利用集積 による農用地の効率的かつ総合的な利用について、県方針に即する とともに、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域 整備計画及び法第19条に基づく農業経営基盤の強化の促進に関す る計画(以下「地域計画」という。)との調和を保ちながら図るもの とする。

2 具体的方策

(1) 育成すべき農業経営を営む者の目標等

川崎市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が魅力とやりがいのある職業となるよう、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「育成すべき農業経営を営む者」という。)の将来(概ね10年後)の目標等を次のとおりとする。ア 農地利用集積の対象となる主な担い手

(ア) 認定農業者

法第12条に基づく認定農業者は、川崎市において現に成立している効率的かつ安定的な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指す者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得と労働時間の水準を実現できることを目指すものとし、そのための目標は概ね次のとおりである。

○認定農業者が目標とする経営の指標

年間農業	1個別経営体当たり650~750万円程度
所得	(主たる従事者1名、補助労働者1~2名を想定)
年間労働	主たる従事者1人当たり1,800~2,000
時間	時間程度

(イ) 認定新規就農者

法第14条の4に基づく認定新規就農者が目標とする経営の指標は、後述の第3のとおりとする。

(ウ) トップ経営体

神奈川県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(以下「県基本方針」という。)に基づくトップ経営体は、資金調達力や取引信用力の向上、常時雇用導入等による高い生産力の確保並びに必要に応じて個別経営体から法人経営体への移行を目指すものとし、そのための目標は概ね次のとおりである。

○トップ経営体が目標とする経営の指標

年間販売額

1経営体当たり3,000万円程度

(エ) 基本構想水準到達者

- a 経営規模等から判断して認定農業者の指標の水準に到達 しているとみなせる個人又は法人
- b 再認定を受けなかった認定農業者のうち、従前の経営面積を維持又は拡大している個人又は法人
- (オ)農業収入800~1,000万円程度の個人又は法人
- (カ)神奈川県農業人材力強化総合支援事業に基づく研修機関(① 県立かながわ農業アカデミー、②県の認定を受けた研修機関) の研修修了者又は修了見込みの者
- (キ)新規参入した企業(株式会社、持分会社)
- (ク) 実質化した人・農地プラン又は地域計画に位置付けられた 中心経営体
- イ 農地利用集積の対象となる多様な担い手
- (ア) かながわ農業サポーター又は元かながわ農業サポーター

要件:年間労働時間150日以上

目標: 3年から5年後の営農面積10a以上30a程度3年から5年後の農産物販売50万円以上

(イ) 生産緑地の借受け者

要件:都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき生産緑地を借り受ける者(①自ら耕作する者、②市民農園を開設する者)の要件に準ずる。

目標:農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する。

(ウ) 県が認める研修機関以外での研修修了者又は修了見込み の者

要件:年間120時間以上の研修(就農に必要な農業経営、 農業技術、農業実習のカリキュラムが整備され、全カ リキュラムが明示可能であること。)

※100㎡~1,000㎡未満の農地の借受け可能とする。

(2) 育成すべき農業経営を営む者に対する支援策

川崎市は、将来の川崎の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援するため、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

ア この実施に当たり川崎市は、セレサ川崎農業協同組合、農業 委員会、神奈川県農業技術センター等が十分なる相互の連携の 下で指導を行うための体制を編成することにより、都市農業の 将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合い を促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団に対して上

記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

イ 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地 利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して は、農業委員会などによる掘り起し活動を強化して、農地の出 し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び つけて法第16条、第18条から第22条による利用権設定等 を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で認定農業者、トップ経営体及びかながわ農業サポーター等の育成すべき農業経営を営む者に農用地が利用集積されるよう努める。

- ウ 農業経営体における女性の役割が大きいことから、女性の農業進出や、女性目線の商品開発による収益増加など女性の力を 生かした経営発展を支援する他、家族経営協定の締結や農業経 営改善計画の共同申請を推進する。
- エ 川崎市農業振興計画に基づく振興施策の実施に当たっても、 育成すべき農業経営を営む者に十分配慮し、事業の実施がこの ような農業者の経営発展に資するよう、経営体育成の観点から 十分な検討を行う。

(3)経営体育成の推進体制

川崎市は、農業委員会、セレサ川崎農業協同組合の担当職員等で構成する指導チームを設置し、神奈川県農業技術センター等の

協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、 生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等を内容とする経営改善方策の提示等の重点的支援を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実施結果の 点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様 等に関する営農の類型ごとの認定農業者の指標(法第6条第2項 第2号、県方針第2関係)【認定農業者】

1 営農類型(認定農業者)の指標

第1の2の(1) アに示した認定農業者の目標を可能とする効率 的かつ安定的な農業経営の指標として、現に川崎市で展開している 優良事例を踏まえつつ、川崎市における主な営農類型についてこれ を示すと、次のとおりである。

○営農類型 (認定農業者) の指標

引用: 県方針第2第1項 個別経営体

→ 曲 杯 刊	稻	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	生産方式				
営農類型	経営面積	作付面積	資本装備	その他			
1	1. 0ha	促成トマト 0.4ha	硬質プラスチッ	・温室は複合環境			
施設トマ		抑制キュウリ 0.4ha	クハウス 2,000	制御による自動			
1	施設用地 0.5ha	小計 0.8ha	m²	化·省力化			
+露地野	畑 0.5ha	キャベツ 0.4ha	ビニールハウス	・マルハナバチ、			
菜		小計 0.4ha	2,000 m ²	微生物農薬の利			
(県営		計 1.2ha	自動カーテン	用			
農類型			暖房機	・直売や量販店と			
No. 1)			トラクター20ps	の契約栽培等に			
			1台	よる有利販売			
			管理作業機				

			他	
2	1. 15ha	施設ホウレンソウ	t ニールハウス 1,000	・べたがけ被覆に
軟弱野菜	11 13110	0. 2ha	m ²	よる農薬使用の
(県営	施設用地 0.15ha		保冷庫	抑制
農類型	畑 1.0 ha		かん水施設	7. 14.1147
No. 4)	1.0 114	コマツナ 1. 2ha	トラクター20ps	
1101 /		ホウレンソウ 0.4ha	1 台	
		小計 1.6ha	他	
		計 2. 2ha	lie.	
3	2. 0ha	ダイコン 0.8ha	トラクター30ps	・弱野菜はべたが
露地野菜	2. ona	キャベツ 0.4ha	1台	け被覆による
(県営		トウモロコシ 0.3ha	1 口 管理作業機	農薬使用の抑制
農類型		ブロッコリー 0. 2ha	他	・量販店との契約
長類生 No. 6)		ジャガイモ 0.3ha	16	販売等による有
10. 0)		ニンジン 0.4ha		利販売
		ホウレンソウ 0.3ha		不可見入り亡
		サツマイモ 0.3ha		
		レタス 0.2ha		
		ネギ 0.1ha		
		計 3.3ha		
4	0. 65ha	促成トマト 0.1ha	ヒ゛ニールハウス 1,000	・農協等の直売所
野菜直売	0. 05Ha	抑制キュウリ 0.1ha	m^2	で販売
(県営	施設用地 0.15ha		''' 暖房機	・露地は多品目の
農類型	烟 0.5 ha		保冷庫	周年 栽培
No. 7)	ущ 0.0 Hd	コマツナ 0.2ha	トラクター20ps	・漬物などの加工
110. 1		ネギ 0.1ha	1 台	品の販売
		サトイモ 0.1ha	- 1 管理作業機	・微生物農薬やべ
		ジャガイモ 0.05ha	加工施設 30 m²	たがけ資材によ
		ダイコン 0.1ha	加工機器	る農薬使用の抑
		キャベツ 0.1ha	作業舎兼車庫	制
		ブロッコリー 0.05ha	130 m ²	1144
		小計 1.0ha	他	
		計 1.2ha	,_	
(5)	1. 0ha	ナシ 0.4ha	果樹棚 0.7ha	・直売による有利販
落葉果樹		ブドウ 0.3ha	防鳥防虫ネット	売経営
+水稲	樹園地 0.7ha	小計 0.7ha	0. 7ha	※1/2 台:2経営体
(県営	水田 0.3ha	水稲 0.3ha	乗用草刈り機	の共有している
農類型		小計 0.3ha	1/2 台	ことを示す(以
No. 8)		計 1.0ha	田植機 1/5 台	下、同様)。
			コンバイン 1/5	
			台	
			乾燥機 1/5 台	
			他	
6	0. 5ha	鉢物 0.13ha	硬質プラスチッ	・温室は複合環境
温室鉢物		シクラメン	クハウス 1,000	制御による自

(県営	施設用地 0.3ha	プ。リムラ	m²	動·省力化
農類型	水田 0.2ha	他	と゛ニールハウス 330 m²	・直売を主体とし
No. 13)		計 0.13ha	,	た有利販売
,			設	. = 14 4/2/2
			蒸気消毒機	
			他	
7	畑 1.7ha	苗木 0.4ha	苗木 0.4ha	・規格品の少品目
鑑賞樹		養生樹 1.2ha	養生樹 1.2ha	多量販売
(県営		仕立 0.1ha	仕立 0.1ha	
農類型		計 1.7ha	計 1.7ha	
No. 14)				
8	畑 0.5ha	パンジー、野菜苗な	ヒ゛ニールハウス 1,000	・施設年間2回転程
花壇用苗		ど 0.4ha	m²	度利用
(県営		計 0.4ha	暖房機	・作付品目は少品目
農類型			フロントロータ゛ー	多量生産
No. 15)			は種機	・省力機械の導入
			ミキサー	
9	施設用地 0.1ha	成鶏 5,000 羽	成鶏舎 560 ㎡	ウインドレス鶏
養鶏(直			鶏卵処理室 33	舎
売型)			m²	・大雛導入
(県営			密閉型堆肥化装	
農類型			置	
No. 21)			鶏卵販売施設	
			農作業機械	
			他	

※ 記載のない営農類型は、県方針の営農類型等を参考

2 経営管理の方法等

1に示す営農類型の目標を実現するため、経営管理の方法等の内容は、おおむね次のとおりとする。

〈経営管理の方法〉

- ・複式簿記記帳による経営と家計の分離及び経営分析の実施
- ・青色申告の実施
- ・生産情報の記帳によるGAP(農業生産工程管理手法)の取組
- ・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化
- ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルート の確保充実

- ・気象情報や市況情報などの利用
- ・専門家による助言

〈農業従事の態様等〉

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- 女性農業者の経営発展、経営参画の促進
- ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
- ・農作業事故防止対策の徹底
- ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者 の確保による過重労働の防止
- ・従事者全員及び雇用者の社会保険への加入による福祉の向上
- ・ヘルパーの活用による休日制の導入
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様 等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年 等が目標とすべき農業経営の指標(法第6条第2項第3号、県方 針第3関係)【認定新規就農者】
- 1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に 関する目標

川崎市においては、平成29年から令和3年までの5年間の50 歳未満の新規就農者は平均7名で、平成28年までの5年間は平均6名、平成23年までの5年間は平均7名である。

本市の新規就農者数はこのような状況であり、本市の農地面積が限定的であることや将来的な生産年齢人口の減少を踏まえ、本市の新規就農者数の目標については、現状を維持することを目指す。

なお、法第14条基づく青年等就農計画の認定制度(認定新規就農者)にあっては、18歳以上45歳未満の者だけでなく、45歳以上65歳未満の中高年齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、支援の対象とする。

また、認定新規就農者の年間農業所得等の目標は、他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間・日数(主たる従事者1人当たり1,200時間(150日)以上)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円程度)を目標とする。

○認定新規就農者が目標とする経営の指標

年間農業所得	200万円
中间辰未加付	(主たる従事者1人当たり)
年間労働時間(日数)	1,200時間(150日)以上
十月力 明 时 同 (日	(主たる従事者1人当たり)

2 営農類型 (認定新規就農者) の指標

川崎市において新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規 就農者)が目標とすべき農業経営の指標として、新規就農の状況を 踏まえた主な営農類型を示すと次のとおりである。

○営農類型 (認定新規就農者) の指標

引用: 県方針第3第2項 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
1	経営面積 50a	直売等を主体とした少	第2の2	第2の2
露地野菜	畑 50a	量多品目の周年栽培	に準じ	に準じ
			る。	る。

http://www.co.co.co.co.co.co.co.co.co.co.co.co.co.
第2の2
に準じ
る。
第2の2
に準じ
る。

- 第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項 (法第6条第2項第 4号、県方針第5第1項関係)
- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方(法要綱第5関係)

市内産の農畜産物を安定的な生産、農業の維持・発展に必要となる生産方式の高度化や経営管理の合理化に取り組む者を育成する。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、神奈川県立かながわ農業アカデミー、神奈川県農業技術センター、セレサ川崎農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得などの受入体制の整備、先進的な農業経営を営む農業者の紹介、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の活用、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ボランティア制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

川崎市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、神奈川県立かながわ農業アカデミーやセレサ川崎農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、必要となる農用地のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面等の様々な相談に農業委員会、セレサ川崎農業協同組合等関係者と連携し対応する。 さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう、必要 に応じて、地域計画の協議の場への参加を促す等の措置を講じる。

川崎市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が青年等就農計画の認定を希望する場合には計画の作成を支援するとともに、必要に応じて国による交付金等の支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、就農の定着、経営発展に向けたフォローアップを行う。また、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、農業経営改善計画の作成を促し、認定に向けて誘導を行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

川崎市は、県、農業委員会、セレサ川崎農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1)川崎市新規就農担当は、就農希望者への情報提供、相談対応を 行う。

- (2)農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しよ うとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する 情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (3)地域計画の作成区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりを行う。
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のため の情報収集・相互提供(法第11条の12第1項関係)

川崎市は、県、農業委員会、セレサ川崎農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び神奈川県立かながわ農業アカデミーへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、セレサ川崎農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、市内において事業継承が困難な場合には、県及び神奈川県立かながわ農業アカデミー等の関係機関へ情報提供を行う。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう神奈川県立かながわ農業アカデミー、神奈川県農業会議、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けたサポートを行う。

- 第 5 育成すべき農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 (法第 6 条第 2 項第 5 号、県方針第 4 関係)
- 1 育成すべき農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関 する目標

育成すべき農業経営を営む者及び新たに農業経営を営もうとする青年等が利用する農用地が市全体の農用地の利用に占める面積シェアの目標及び農用地の面的な集積(以下「面的集積」という。)の目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

育成すべき農業経営を営む者^{注1}等が地域における農用地^{注2}の利用 に占める面積シェアの目標^{注3}

2 0 %

- 注1 育成すべき農業経営を営む者:効率的かつ安定的な農業経営を営む者
- 注 2 農用地は、法第 4 条第 1 項に規定する農用地(農地及び牧草 放牧地)。県方針の変更(R5.4)に伴い、面積シェア算定の分母 を「農業振興地域内の農用地及び農業用施設の面積」から市全 域の耕地面積に変更
- 注3 面積シェアの目標は、①所有地、②借入地、③特定作業受託 ^{注4}、④基幹3作業^{注5}受託の面積シェアの10年後の目標
- 注4 特定作業受託とは、受託者が、基幹3作業^{注5}の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託
- 注5 基幹3作業とは、水稲にあっては耕起・代かき、田植え及び 収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては、耕起・整地、播種及び収 穫、その他の農産物にあってはこれらに準ずる農作業
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関・団体との連携を確保し、各施策等と連携することにより、育成すべき農業経営を営む者等への農用地の面的集積を推進する。

この目標の達成のため、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を活用し、売買、貸借及び農作業の受委託等による農用地の流動化を促進する。

(1)農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

農業振興地域においては、優良農地が集団化しており、認定農業者等への利用集積を進めているが、経営農地は分散傾向にあり、 面的集積は停滞している。

また、農業振興地域以外の市街化調整区域においては、農地が住居等と混在しており集団化しておらず、認定農業者等への利用集積も進んでいない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、 担い手が受けきれない農用地も出てくることが予想される。その ため地域の物理的自然条件、営農類型の特性、農用地の保有及び 利用状況並びに農業者の意向を踏まえ、育成すべき農業経営を営 む者等への利用集積の取組みを促進する。

(3)関係団体等との連絡体制

川崎市では、関係機関が有する農地及び農業者の意向の情報の 共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農 業委員会、セレサ川崎農業協同組合等が連携して施策・事業等の 推進を実施する。

(4) 土地条件が悪い等の理由により集積が困難な農地

土地条件が悪い等の理由により認定農業者等への集積が困難な 農地については、農地の遊休化による近隣農地への影響を抑制す るため、育成すべき農業経営を営む者に準ずる者※(第1の第2 項(1)ア〜イ以外の者)にも利用権設定を実施する(遊休化の防 止により近隣の認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を図 る)。

- ※育成すべき農業経営を営む者に準ずる者
 - 例 1 農家:経営面積 10a 又は販売額 15 万円以上
 - 例 2 かながわホームファーマー:ホームファーマー体験研修 (研修 10 回/年、巡回指導 10 回·年、耕作 1a) 修了者で 2a 以上を耕作できると県が認めた者
 - 例3 区画貸し農園利用概ね2年以上
 - 例 4 体験型農園利用概ね3年以上
 - 例 5 農家での研修、アルバイト、ボランティアなどの経験概 ね 2 年以上
- 第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 (法第 6 条第 2 項第 6 号、県方針第 5 第 2 関係)

法第6条第2項第6号で定める農業経営基盤強化促進事業に関する事項^{注1}について、川崎市は、県方針の第5の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に沿って、川崎市農業の地域特性、具体的には、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

- 注1: 法第6条第2項第6号で定める農業経営基盤強化促進事業 に関する事項
 - (1)法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項(地域計画、中間管理事業、利用権設定等)
 - ①地域計画の協議の場の設置方法
 - ②地域計画の区域の基準
 - ③農地中間管理事業
 - ④利用権設定・所有権移転・農作業委託(以下「利用権 の設定等」という)を促進する事業
 - (2)農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - (3)農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - (4) 法第6条第2項第6号ニの事項
 - ①農用地利用規程の認定手続その他農用地利用改善事業の実施を促進する事業の実施に関し必要な事項
 - ②法第4条第3項第3号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関し必要な事項(法第6条第2項第6号ハに掲げる事項を除く。)
 - ③その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- 1 地域計画策定等促進事業
- 2 利用権設定等促進事業
- 3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- 4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保 を促進する事業
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ①農業振興地域においては、地域計画策定及び利用権設定等促進事業を推進し、農用地の連担化を図ることによって担い手が効率的な生産が行えるよう努める。
- ②麻生区をはじめとする市街化調整区域においては、利用権設定等 促進事業を推進し、担い手が効率的な生産が行えるよう努める。 以下、各個別事業ごとに述べる。
- 1 地域計画策定等促進事業に関する事項
- (1)地域計画の協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委

員、セレサ川崎農業協同組合、県、農地中間管理機構及び市、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行う ための窓口を川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課 に設置する。

(2)地域計画の区域の基準

地域計画策定の区域は、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

地域計画の策定に当たっては、県、農業委員会、農地中間管理機構、セレサ川崎農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ①個人又は農地所有適格法人

耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地として利用する場合

農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(a) から(e)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(a)、(d)及び(e)に掲げる要件のすべて)を備えること。

- (a) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (b) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると 認められること。
- (c) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を 有すると認められること。
- (d) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者(農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。) たる構成員をいう。) がいるものとする。
- (e) 所有権の移転を受ける場合は、上記(a)から(d)までに 掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を 取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、 又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが 確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化 あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者である こと。
- イ 農業用施設用地として利用する場合

農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受け

る場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

②貸付者が別農地の利用権設定等を受ける場合

農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの(a)及び(b)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(a)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③農業協同組合、農業協同組合連合会、農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、法第7条第1号又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基本法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるとこ

ろによる。

④農作業に常時従事すると認められない者である場合(農地所有 適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連 合その他政令で定める者除く)(以下「農地所有者適格法人以外 の法人等」という。)

(経過措置^{注1}:旧法^{注2}18条第2項第6号、旧法^{注2}要綱別紙 10の第1第4項関係)

- 注1 経過措置とは、改正法施行日令和5年4月1日から起算 して2年を経過する令和7年3月31日(その日までに新 法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告さ れたときは、当該地域計画の区域については、その公告の 日の前日)までの間
- 注2 旧法とは、改正法施行日令和5年4月1日より前の法

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第1 8条第2項第6号に規定する者(農地所有者適格法人以外の法 人等)である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるもの とする。

- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 川崎市長への確約書(参考様式1)の提出や川崎市長との 協定(参考様式2)の締結を行う等により、その者が地域の 農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的か

つ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執 行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養 畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員等が当該法人に利用権設定等を行う 場合

農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥地方公共団体、農業協同組合等の場合
 - ①から⑤に定める場合のほか、地方公共団体、農業協同組合等が利用権の設定等を受ける場合の要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される 利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び 支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委 託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並 びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される 持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有 権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

- (3) 開発を伴う場合の措置
 - ①川崎市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から旧法要綱様式第7号を参考様式とした開発事業計画を提出させる。
 - ②川崎市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に 掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手 続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農 地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴 う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るもので あること。
- (4)農用地利用集積計画の策定時期
 - ①川崎市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用 の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地 利用集積計画を定める。
 - ②川崎市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に

係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を 始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5)要請及び申出

- ①農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ②川崎市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第185号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③②に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

①川崎市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を 定める。

- ②川崎市は、セレサ川崎農業協同組合又は土地改良区からの申出 があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積 計画を定めるものとする。
- ③①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者 又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権 設定等の調整が調ったときは、川崎市は農用地利用集積計画を 定めることができる。
- ④川崎市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者が これらを実行する能力があるかどうかについて確認して定めるも のとする。

- ①利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ②①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃

貸借又は使用貸借による権利の設定に限る。)

- ③①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を 行う者の氏名又は名称及び住所
- ④①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地 の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資 に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含 む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に 掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた 後において、その農用地を適正に利用していないと認められ る場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則 第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農 地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用 状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混

乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア)農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ)貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

川崎市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9)公告

川崎市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときはその旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を公告する。

(10) 公告の効果

川崎市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る 農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され (若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

川崎市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ①川崎市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的 な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分 担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認 められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行

する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業 に常時従事していないと認めるとき。

- ②川崎市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかった とき。
- ③川崎市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を公告する。
- ④川崎市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消 しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- (14) 利用権設定の経過措置及び経過措置後の利用権設定

農業経営基盤強化促法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条に基づき、改正法施行日から起算して2年を経過する令和7年3月31日(その日までに新法第19条の規程により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日)まで旧法に基づく農用地利用

集積計画の作成ができ、利用権設定等を運用できる。

経過措置後、あるいは地域計画が策定された地域では農用地利用集積計画による新たな利用権の設定等はできなくなり、農地中間管理事業の推進に関する法律(令和4年改正、令和5年4月1日施行)に基づく農用地利用集積等促進計画による利用権の設定等となる。

- 3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項
- (1) 川崎市は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例 事業の活用を図る。
- (2)川崎市、農業委員会、セレサ川崎農業協同組合は、農地流動化 の施策と連携を図るため、同機構に対し、情報の提供及び事業の 協力を行うものとする。
- 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 該当なし
- 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1)農作業の受委託の促進

川崎市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託 を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ①セレサ川崎農業協同組合その他農業に関する団体による農作業 受委託のあっせんの促進
- ②効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ③農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- (2)農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

セレサ川崎農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の設備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項

川崎市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、雇用・ボランティアの導入を推進する。

- 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- (1)農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

川崎市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ①川崎市は、認定農業者等を対象とした本市支援策等の活用により、 効率的かつ安定的な農業経営を目指す者の経営発展を図る。
- ②川崎市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当 たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるよ うに配慮するものとする。

(2)推進体制等

①事業推進体制等

川崎市は、農業委員会、神奈川県農業技術センター等、セレサ 川崎農業協同組合その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤 強化の促進方策について検討し、関係者が一体となって効率的か つ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力 に推進する。

②農業委員会等の協力

神奈川県、農業委員会及びセレサ川崎農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、川崎市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1 (第6の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地^{注1}」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1)地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定されている地方公共団体(対象土地注1を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地注1を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地^{注 1} を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第18条第3項第2号イ(全部効率利用要件**²) に掲げる事項
 - 対象土地^{注1}を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。対象土地^{注1}を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定 等を受ける場合
 - ・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に 掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農 業近代化資金融資法施行令(昭和36年政令第346号)第1条 第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事 業に供する場合に限る。)
 - 対象土地^{注 1} を農業用施設用地として利用するため利用権の設 定等を受ける場合
 - ・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
 - 注1 対象土地は経過措置注3として記載
 - 注 2 全部効率利用要件経過措置注3として記載
 - 注3 経過措置とは、改正法施行日令和5年4月1日から起算して 2年を経過する令和7年3月31日(その日までに新法第1 9条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたとき は、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日) までの間の措置

別紙2 (第6の2(2)関係)

1 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として 利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用 賃貸による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間(又は残存期間)

- ① 存続期間は最大20年まで(民法原則)。
- ② 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
- ③ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が該当利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を、又は存続期間(又は残存期間)の中途において解約する場合は相手方の同意を得る旨を定めるものとする。

(2) 借賃の算定基準

- ① 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- ② 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- ③ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、 それを金額に換算した額が、上記①及び②までの規定によって算定 される額に相当するように定めるものとする。

この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算 方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」 (平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次 官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。

(3) 借賃の支払い方法

- ① 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る 借賃の全額を一時に支払うものとする。
- ② ①の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- ③ 借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

(4) 有益費の償還

- ① 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- ② 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申し出に基づき川崎市が認定した額をその費やした金額又は増価額と

する旨を定めるものとする。

2 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間(又は残存期間)

1の(1)に同じ。

(2) 借賃の算定基準

- ① 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、 その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定 資産税評価額等を勘案して算定する。
- ② 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1 の(2)の②と同じ。
- (3) 借賃の支払い方法

1の(3)に同じ。

(4) 有益費の償還

1の(4)に同じ。

- 3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を 目的とする権利の設定を受ける場合
- (1) 存続期間(又は残存期間)

1の(1)に同じ。

(2) 損益の算定基準

- ① 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。) から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。
- ② ①の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

(3) 損益の決済方法

1の(3)に同じ。

この場合において1の(3)中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。

(4) 有益費の償還

1の(4)に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

(1) 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の 通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代 わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引そ の他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定 される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

(2)対価の支払い方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農

業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権 の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

(3) 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

年 月 日

(宛先) 川崎市長

借受者 名称 代表者名 所在地

確約書

※ この参考様式は、農業経営基盤強化促進法改正法施行日令和5年 4月1日から起算して2年を経過する令和7年3月31日(その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。)までの間の経過措置

川崎市が、 年 月 日に旧農業経営基盤強化促進法^{注1} (昭和55年法律第65号)第19条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、次のことを確約します。

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用

施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りき めを遵守します。

- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
- 4 その他
 - 000000............
- ※ なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。
- 注1 旧農業経営基盤強化促進法とは、改正法施行日令和5年4月1 日より前の農業経営基盤強化促進法

協定書

※ この参考様式は、法改正法施行日令和5年4月1日から起算して 2年を経過する令和7年3月31日(その日までに法第19条の規 定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計 画の区域については、その公告の日の前日。)までの間の経過措置

川崎市(以下「市」という。)、〇〇〔農地等の貸付主体の名称〕(以下「貸付者」という。)及び△△〔改正法施行日令和5年4月1日より前の農業経営基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者:農作業に常時従事すると認められない者である場合(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合その他政令で定める者除く)〕(以下「借受者」という。)は、農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について借受者が貸付者から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

(借受者が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域)

- 第1条 借受者は、貸付者から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地等(以下「貸付農地等」という。)において、○○、△△及び××〔農作物の具体名等〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。
- 2 借受者は、本協定に定めるところによるほか、別途貸付者との間 で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、貸

付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものと する。

(地域の農業における借受者の役割分担)

- 第2条 借受者は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動 への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に 参加するものとする。
- 2 借受者は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。

【借受者が法人の場合】

3 借受者は、前2項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員 のうち1名以上の者が、借受者の行う耕作又は養畜の事業に常時従 事するものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

- 第3条 借受者は、市に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地等の利用状況(【借受者が法人の場合】及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況)について、市が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。
- 2 借受者は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに市にその旨連絡するものとする。
- 3 借受者から2の連絡を受けた市は、貸付者の協力を得て借受者の 実行できない事情を調査し、貸付者と協議の上、その事情に応じた 対応策を一定期間内に講じることを借受者に指示するものとする。

(実地調査等)

- 第4条 市は貸付者の協力を得て、借受者が貸付農地等の利用状況を 確認するため、必要に応じ実地の調査その他農業委員会からの聞取 り等による調査を行うものとする。
- 2 市は、前項の調査により借受者が第1条、第2条及び第3条(第 3項を除く。)の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項 に準じて借受者に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第5条 借受者が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる市の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は借受者が破産手続開始の決定を受け(【借受者が法人の場合】て解散す)る場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。
- 2 貸付者は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、市 と協議するものとする。
- 3 貸付者は、第1項の解除に当たっては、借受者に解除の理由及び解除の日(引渡しの日)等を明らかにした書面で通知するとともに、 その写しを市及び農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

第6条 借受者は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約 が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に 回復して、貸付者に返還しなければならない。

(損害賠償)

第7条 第6条の定めによる原状回復がなされない場合は、原状回復 に係る費用を借受者に請求するものとする。

(貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い)

第8条 貸借期間中に賃貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の 支払いについては、第5条第1項に定める場合を除き、市、貸付者 及び借受者協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、 貸付者の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。 (疑義が生じた場合の決定等)

第 10 条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、市、貸付者及び借受者協議の上定めるものとする。

市、貸付者及び借受者は、本協定の締結の証として本書を3通作成 し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

年 月 日

市 名称 代表者名 所在地

貸付者 名称 代表者名 所在地

借受者 名称 代表者名 所在地

【用語解説】50音順

- ●育成すべき農業経営を営む者:第1の第2項(1)ア〜イで定める 効率的かつ安定的な農業経営を営む者
 - 1 認定農業者
 - 2 認定新規就農者
 - 3 トップ経営体
 - 4 基本構想水準到達者
 - (1)経営規模等から判断して認定農業者の指標の水準に到達して いるとみなせる個人又は法人
 - (2) 再認定を受けなかった認定農業者のうち、従前の経営面積を 維持又は拡大している個人又は法人
 - 5 農業収入が概ね800~1,000万円の者
 - 6 神奈川県農業人材力強化総合支援事業に基づく研修機関(①神奈川県立かながわ農業アカデミー、②県の認定を受けた研修機関) の研修修了者又は修了見込みの者
 - 7 新規参入した企業
 - 8 実質化した人・農地プラン又は地域計画に位置付けられた中心 経営体
 - 9 かながわ農業サポーター又は元かながわ農業サポーター
 - 10 生産緑地の借受け者(①自ら耕作する者、②市民農園を開設 する者)
 - 11 県が認める研修機関以外での研修修了者又は修了見込みの者 (年間120時間以上の研修:就農に必要な農業経営、農業技 術、農業実習のカリキュラムが整備され、全カリキュラムが明 示可能であること。)
 - ※1~8は、農地利用集積の対象となる主な担い手
 - ※9~11は、農地利用集積の対象となる多様な担い手
- ●育成すべき農業経営を営む者に準ずる者:次のいずれかの例に概ね 該当する者(土地条件が悪い等の理由により、育成すべき農業経営 を営む者への集積が困難な農地の借受者や作業受託者)
 - 例 1 農家:経営面積10a又は販売額15万円以上
 - 例 2 かながわホームファーマー:ホームファーマー体験研修(研修10回/年、巡回指導10回·年、耕作1a)修了者で2a以上を耕作できると県が認めた者
 - 例3 区画貸し農園利用概ね2年以上
 - 例 4 体験型農園利用概ね3年以上

- 例 5 農家での研修、アルバイト、ボランティアなどの経験概ね 2 年以上
- ●トップ経営体:県基本方針に基づく者(常時雇用導入等による高い 生産力の確保並びに必要に応じて個別経営体から法人経営体への移 行を目指す者)